

立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画（改訂版）骨子案について

I 計画策定の目的について

「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」（令和7年5月16日 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議）においては、次期改革期間として、「前期3年間（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度まで）、後期3年間（令和11（2029）年度から令和13（2031）年度まで）の計6年間として設定することが考えられる。」と示された。

本計画は、上記最終とりまとめ等を踏まえ、市立中学校における部活動に関する課題の解決を図り、本市の実態に合った地域連携・地域展開を実現するため、まずは前期改革期間にあたる令和10（2028）年度末までの本市の取組の方向性を示し、市立中学校の部活動の地域連携・地域展開を推進することを目的とし策定することとする。

II 次期改革期間について

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
次期改革期間 【令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）まで】					
前期改革期間 【令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）まで】			後期改革期間 【令和11年度（2029年度）から令和13年度（2031年度）まで】		

中間評価

III 成果と課題について

令和6年9月に策定した「立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」における成果及び課題は以下のとおりである。

- （成果）○立川第二中学校の陸上競技部及び立川第五中学校の卓球部は、包括連携協定を締結している中央大学の学生から継続的に技術指導を受けた。
○部活動指導員及び部活動外部指導員の配置人数の増加
○文化部で休日に活動を行っている部活動は、吹奏楽部のみとなっていることから、音楽関係の団体・企業（3者）を対象としてアンケート調査を実施した。回答者の企業1社は、既に休日地域クラブ活動を行っている状況である。
- （課題）●トライアル事業「地域団体との連携・協働」と「合同部活動のモデル校の選定」について、需要と供給の一致を図ること。
●報酬単価の増額（部活動指導員は時給1,380円、部活動外部指導員は有償ボランティアとして時給1,000円）及び各競技の専門的指導ができる地域人材の確保
●大学連携の強化
●文化部（吹奏楽部）については、既に休日地域クラブが存在し、地域展開の受け皿となっている。一方で、「生徒のニーズが本当にあるのか」や「休日に大会引率等をせざるを得ない教員の負担軽減につながるのか」といった疑問点が残ることから、改めて学校へ調査・確認を行う必要がある。

IV 地域連携・地域展開に向けた推進目標

「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」（令和7年5月16日 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議）が示す推進目標に基づき、令和13（2031）年度末までに、全ての市立中学校で、地域や学校の実態に応じ、休日の部活動から段階的に地域展開の取組が行われていることを目指す。

また、包括連携協定を締結している大学等と連携を図り、部活動指導員及び部活動外部指導員の確保に努め、地域連携を強化していく。

V 基本方針

(1) 地域におけるスポーツ・文化芸術活動環境の整備

- ア 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備
イ 部活動の地域連携団体、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の確保
ウ 地域クラブ活動のあり方
エ 関係者間の連携体制の整備

(2) 指導者の量の確保及び質の向上

- ア 指導者の量の確保
イ 指導者の質の向上

(3) 活動場所の確保

(4) 地域クラブ活動における会費及び保険のあり方

- ア 会費の設定
イ 保険の加入

(5) 部活動指導に対する教員の関わり方

- ア 教員の負担軽減、大会等のあり方
イ 地域クラブ活動での指導

VI 取組

(1) 地域連携に係る取組〔指導課〕

- ア 部活動指導員の配置数の確保
イ 部活動外部指導員の配置数の確保
ウ 指導者の質の向上
エ 人材バンク
オ 学生指導者の確保

(2) 地域展開に係る取組〔文化振興課・スポーツ振興課〕

トライアル事業の実施

(3) その他〔指導課〕

- ア 部活動の地域連携・地域展開に関する検討委員会の開催
イ 情報発信
ウ 各種調査
エ 部活動改革シンポジウム等への参加
オ 教員等の兼業・兼職

VII 本推進計画の見直しについて

本推進計画については、スポーツ庁・文化庁及び東京都のガイドラインまたは推進計画の改訂があった際や各種の取組状況等を踏まえつつ、適宜内容の見直し・改訂を行う。